

1998年(平成10年)7月2日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 長谷川 昇

情報公開請求の一部非公開処分に関する異議申立てについて(答申)

1997年(平成9年)12月16日付けで諮問された「ごみ焼却灰の市外搬出先と搬出先での処理状態にかかわる資料」の一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が「ごみ焼却灰の市外搬出先と搬出先での処理状態にかかわる資料」(以下「本件文書」という。)の情報公開請求に対し、1997年(平成9年)10月23日付けでした一部非公開処分のうち、非公開とした部分は公開すべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、1997年(平成9年)10月13日に、藤沢市長に対し、本件文書について藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、閲覧等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年10月23日付けで、異議申立人に対し一部非公開の決定を行った。
- (3) 異議申立人は、同年12月8日付けで、藤沢市長に対し一部非公開とした処分の取消を求める異議申立てを行った。

- (4) 藤沢市長は、同年12月16日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件文書について1997年（平成9年）10月23日付けの藤沢市長の一部非公開とした処分の取消を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、藤沢市長が、本件文書について条例第6条第1項第3号イ及びウに該当するとして非公開とした部分の決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び適用を誤っている、というものである。

条例第6条第1項第3号イに規定する事務事業は、その性質に着目し本来性質上公開になじまないものを対象としており、本件のような廃棄物処理行政は、同号イが想定している事務事業には該当しない。また廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の改正や判例等により廃棄物処理については公開が原則であり、本件文書の公開により、市の事務又は事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは考えられない。

したがって、条例第6条第1項第3号イには該当しない。

本件文書は、搬出先との協議のなかで公開することについての了解が得られていないというが、藤沢市が処分先を探した結果として、相手方との対等の立場での契約であり、相手方の判断を格別尊重する関係にはない。また、条例第6条第1項第3号ウは、神奈川県公文書の公開条例の解釈のように限定的に解釈すべきであり、また、本件文書を公開することにより著しい支障が生ずるとすることも考えられない。

したがって、本件は条例第6条第1項第3号ウには該当しない。

実施機関は、搬出先を公開することにより協力関係を損ない、今後市外搬出ができなくなるおそれがあると主張するが、その根拠は不十分で、市側の推測だけで理由にはならない。また、搬出先との協議のなかで公開することの了解が得られないというが、一部公開された本件文書には、搬出先を公開しないという条件は記載されていない。

すでに新聞等により搬出先や神奈川県内の自治体も搬出していることが報道されており、また神奈川県のごみ担当部局の説明もあることから、今さら隠す必要はない。

廃棄物処理問題は、深刻な社会問題となっている。特に都市部において、焼却灰の最終処分方法は重大な課題である。

廃棄物処理の問題は、これを主権者である市民に公開し、その深刻な現状を認識してもらうことにより、分別、リサイクル、減量化などに対する市民の理解と協力が得られるものである。

したがって、本件のような情報はむしろ積極的に公開すべきである。

4 実施機関の職員（環境政策課職員）の説明要旨

(1) 本件文書の内容

藤沢市では、廃棄物は、平成8年度は年間13万2,800トンという多量にのぼっている。そこで市ではごみの排出抑制が第一義と考え、さまざまなごみの減量化施策を行っている。

藤沢市では、市街化が進んでおり、なかなか最終処分場が得られない状況で、平成3年度から市外搬出を行っている。それにあわせて、市では最終処分場建設の計画を推進し、平成9年3月、女坂最終処分場が完成した。しかしながら、現在発生している年間約2万3,000トンから2万4,000トンの焼却灰をそのまま埋め立てると約7年で埋め終えてしまうことになり、今後の最終処分場建設の見通しは全く立っていない状況である。そこで、市では唯一の最終処分場の延命を図るために市外搬出を行っている。

市外搬出に当たっては、廃掃法に基づいた基準により諸手続あるいは灰の成分検査等を行い、相手方からも同様の条件を求められるなか、搬出を行っている。本件文書は、藤沢市と相手方とが、一般廃棄物の搬入、処理に関し、取り交わした確約書である。

(2) 非公開とする理由

条例第6条第1項第3号イ の該当性

市は、廃棄物を、廃掃法に基づいた基準により、諸手続あるいは灰の成分検査等を行い、相手方からも同様の条件を求められるなかで、市外に搬出を行っている。

このような状況のなかで、市として基本的に市外搬出については議会や市民に公

表しているが、相手方を公表した場合には、取材等により相手方が混乱し、市は今後搬入できなくなる可能性が考えられる。

以上のことから、廃棄物を市外搬出できなくなることにより、市の清掃事業に重大な支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号イ(ア)に該当する。

条例第6条第1項第3号ウの該当性

本件文書は、搬出先である相手方との協議のなかで、受け入れはやむを得ないが、受け入れていることの公表は避けてほしいとの口頭による強い要望がでており、公開することについての了解が得られていないため、公開することにより、当該搬出先との協力関係を損なうおそれがあり、条例第6条第1項第3号ウに該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 本件文書の性格

本件文書は、ごみ焼却灰の市外搬出にかかり、藤沢市が搬出先関係相手方と取り結んだ「一般廃棄物の搬入処理に関する確約書」と題された1994年3月28日付けの文書である。

(2) 非公開理由の存否

実施機関は、条例第6条第1項第3号イ(ア)及びウに該当することを理由に、本件

文書中、市外搬出先が特定される部分を非公開とした。

条例第6条第1項は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして、第3号に市政執行に関する情報を掲げ、そのイで市又は国等の機関が行う検査、監査及び取締の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題等の事務又は事業に関する情報であって、その性質上公開することによって次に掲げる場合のいずれかに該当するもの、と定め、その(ア)として、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがある場合、を規定する。

また、同第3号は、そのウで、市の機関と国等との間における協議又は依頼に基づき作成された情報であって、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの、を実施機関が公開を拒むことのできる市政執行に関する情報の一つとして定めている。

はじめに、本件文書非公開部分の条例第6条第1項第3号イ(ア)該当性について

討する。これは、本件文書非公開部分がいわゆる適用除外事項としての事務・事業情報に該当するか否かという論点である。

まずそもそも本件文書非公開部分が、イが保護対象とする事務・事業情報としての性格を有するか否かが問題となる。この点、異議申立人は、イは事務事業のうちその本来の性質上公開になじまないもののみを保護する趣旨の規定であり、本件のような廃棄物の搬入先の公開は、イで例示されている諸事項と同程度に性質上公開になじまないものとはいえず、また、廃棄物処理に関する法改正や判例の動向などに鑑みると、廃棄物処理についてはむしろ公開が原則といえるので、そもそもイに該当しないと主張する。

しかしながら、「・・・等の事務又は事業」とする規定の仕方を考えると、イは限定列挙規定とはいえないし、列挙事項類似のものに限定する趣旨と解するのも困難であるといわなければならない。また、今回問題となっている搬出先の公開を含む廃棄物処理の事務・事業に関する情報をすべて一律にイの対象から除外すべきだと解する理由も見いだしがたい。したがって、非公開部分を含む本件文書はイに該当すると認められる。

そこで次に、本件文書非公開部分がさらに(ア)に定める、公開することにより、事務・事業の公正・円滑な執行に著しく支障が生じるおそれがある場合に該当するか否かについて判断する。

行政上の事務・事業に関するいわゆる行政執行情報は、本来まさに情報公開の対象としてその正面に据えられねばならない情報であり、非公開が認められるのは、公開すると事務・事業の遂行が不可能とされたり、その目的が損なわれる場合などきわめて厳格かつ限定的に考えられるべきであり、かつ、実施機関の主観による判断ではなく、具体的支障発生の危険が高度の蓋然性をもって客観的に存在する場合に限られるべきである。とりわけ本件がかかわるごみ処理の問題は、住民の環境や健康と密接にかかわり、またその処理のあり方が深刻さを増すなかで、減量・分別・リサイクルなど市民の協力が不可欠な事柄といえるので、異議申立人も強調するように、可能な限り関係の情報を住民等に公開することが要請される。

実施機関は、搬出先の非公開の理由として、搬出先の申し入れにより公開の了解が得られておらず、それにもかかわらず公開すると搬出先との協力関係を損ない、今後搬出ができなくなるおそれがあること、搬出ができなくなった場合、新たな処分場の確保が困難なため、焼却灰等の埋め立てができなくなってしまうこと、などをあげている。

しかしながら、搬出先の公開により、いかなる具体的な支障が生じて協力関係が

損なわれ、実際に搬出ができなくなるといえるのかについての説得的な理由は示されていないし(この点、詳しくは後述を参照)、逆に異議申立人も指摘するように、搬出側と受け入れ側の互惠性に鑑みると、直ちに搬出が困難になるとは考えにくいといわなければならない。また、仮に、搬出が困難になったとしても、現行の最終処分場の延命期間が短くなる等の不都合は想定され得るものの、それにより焼却灰の処理が直ちに処理不能に陥るなどの重大な支障が生じるとも考えられない。さらに、搬出先にかかわっては、新聞報道や、県会議員を介して異議申立人が入手した資料等により、事実上一部知られている事情があることも留意されてしかるべきである。

確かに、搬出先の公開により、実施機関が懸念するようなある種の支障や不都合が生ずるおそれがまったくないとはいいい切れないかもしれないが、このことは、その非公開を正当化する理由にはならない。公開により、搬出を含むごみ処理行政への支障が万が一生じたとしても、それは行政の責任と協力により、本来解決されるべき事柄である。

以上に鑑みると、本件文書非公開部分を公開することにより事務・事業の公正・円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるとは考えられないので、本件文書の非公開部分は(ア)に該当しないと判断される。

次に、本件文書非公開部分の条例第6条第1項第3号ウ該当性について検討する。これは、本件文書非公開部分がいわゆる適用除外事項として協力関係維持情報に該当するか否かの問題である。

この点、異議申立人は、神奈川県公文書の公開条例における同種の規定についての県の解釈運用の基準を引照しつつ、協議又は依頼に基づき作成された、とは、他機関の発意に基づき藤沢市が受け身の立場で作成した情報について、主体的立場にある他機関の立場を尊重しようとする規定であり、本件文書は、藤沢市が主体的に搬出先を探して契約したものであると思われるので、そもそもウの前段にいう、市の機関と国等との間における協議又は依頼に基づき作成された情報には該当しないと主張する。しかしながら、ウが対象とする文書の範囲について、藤沢市の解釈運用基準は県の解釈のように限定せず、それぞれの発意における協議等を広く対象に含めている。異議申立人の解釈のように限定する理由を見いだすのは困難であり、非公開部分を含む本件文書はウ前段に該当すると認められる。

そこで次に、本件文書非公開部分がさらにウ後段にいう、公開することにより国等他機関との協力関係を著しく損なうおそれのあるものに該当するか否かについて判断する。

市の行政が国等の他機関との連携のもとで少なからず進められていることに鑑み

ると、このような他機関との協力関係にかかわる情報を保護することにはもとより理由があるが、情報公開の理念に則って考えると、この規定を援用して、実施機関の主観的な恣意や他機関側の一方的意向で情報が過度に非公開とされるような事態がもたらされてはならない。後者の点は、特に他機関側が情報公開制度を有しない場合に特段の留意が必要になる。そのためには、市の条例に即していえば、協力関係が損なわれるといい得るためには、国の情報公開法案にもみられるように、他機関の側に行政運営上の著しい支障が実質的に存するおそれが求められる。

この点、実施機関は、協力関係が損なわれるおそれとして、公開すると搬出先の意向に反することや、せいぜい搬出先関係相手方が取材攻勢を受けて混乱するおそれなどに言及するにとどまっており、これでは、非公開を正当化し得るほどの他機関の側の行政運営上の著しい支障が説得的に示されているとはいえない。

したがって、本件文書非公開部分を公開することにより、他機関との協力関係を著しく損なうおそれがあるとは考えられず、本件文書の非公開部分はウに該当しないと判断される。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

ごみ焼却灰の市外搬出先と搬出先での処理状況にかかわる資料

年 月 日	処 理 内 容
1997 ・ 12 ・ 16	・ 諮問
12 ・ 26	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
1998 ・ 1 ・ 13	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
1 ・ 19	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付 及び意見書の提出要請
1 ・ 29	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
1 ・ 30	・ 審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分 に係る対象文書の提出要請
2 ・ 5	・ 審議
3 ・ 27	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
4 ・ 30	・ 審議
5 ・ 28	・ 審議
7 ・ 2	・ 答申

第7期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1998.2.1 ~ 2000.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
小沼 進一	・青山学院大学法学部教授
小林 ひろみ	・文教大学国際学部教授
高井 巖	・(株)厚木テレコムパーク常勤監査役
田島 泰彦	・上智大学文学部教授
長谷川 昇	・弁護士

(50音順)